

## 障害者手帳情報と個人番号の紐付け誤り事案について

県が所管する「身体障害者手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」について、国の方針に基づき、手帳情報と個人番号（マイナンバー）の紐付け点検を進めていたところ、今般、手帳番号などの手帳情報に他の申請者の個人番号が誤って紐付けられていた事案が判明しました。

事案の概要は次のとおりです。

### 1 紐付け誤りの状況等

- ・紐付け誤りが12件（身体障害者手帳8件、精神障害者保健福祉手帳4件）判明しました。
- ・紐付け誤りにより、本人以外の手帳情報がマイナポータル上で閲覧可能な状態となっていました。閲覧可能な情報は下記のとおりであり、特定の個人を識別できる情報はありません。
- ・なお、この件について、本人等から県への問い合わせはなかったほか、閲覧履歴（直近2ヶ月）も確認されていません。

#### <マイナポータルで閲覧可能な情報>

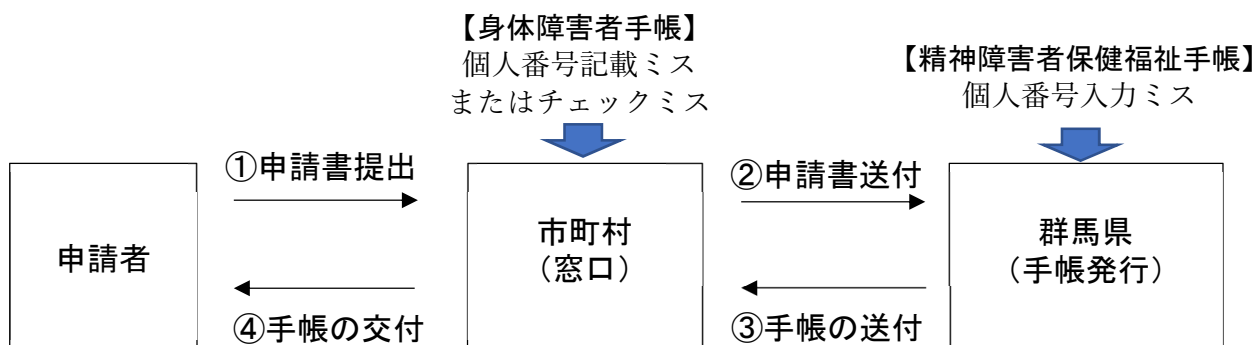
##### 【身体障害者手帳】

手帳交付年月日（返還年月日、再交付年月日）、手帳番号、等級コード、障害名、障害程度コード、障害部位コード、障害認定日、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

##### 【精神障害者保健福祉手帳】

手帳番号、手帳交付年月日（返還年月日、再交付年月日、有効期間終了年月日）、等級コード

### 2 考えられる誤りの原因



### 3 対応

- （1）該当者の手帳情報は、マイナポータル上で閲覧不可設定にしました。
- （2）今後、所定の手続き（手帳台帳システム、中間サーバのデータの修正、削除等）を行った上

で、マイナポータル上で御本人が正しい手帳情報を閲覧できる状態に戻します。  
(3) 紐付け誤りがあった該当者に対し、10月27日付文書により当該事案が発生した旨等を謝罪しました。

#### 4 再発防止に向けて

厚労省が策定予定のガイドラインに則って適切な事務処理を行うとともに、デジタルを活用した業務改善を検討します。

また、受付窓口である市町村に対して適切な制度運用を依頼します。